

無料

笠間市所有の備品を貸し出します

笠間市は、「市民協働のまちづくり」を進めており、市民団体等の公益活動を支援するため、平成25年4月からは、公用車に加え、市の所有する備品の貸出しを行います。

※備品の貸出しは無料です。

【貸出対象者】

市内の自主的な公益活動団体（営利、宗教および政治活動等を除く）

- (1) 防犯活動団体、交通安全活動団体
- (2) 自治会、町内会
- (3) 高齢者クラブ
- (4) PTA、子ども会育成会、幼稚園、保育園の父母会等
- (5) 体育協会、文化協会、スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体
- (6) 社会福祉協議会登録のボランティア団体
- (7) 市民活動課に届出の団体で、無償の活動を行う団体等

【貸出日と時間】

主に土日、祝日の午前8時30分～午後5時15分

【対象活動】

- ・市内の防犯パトロール
- ・市内の道路・河川・公園・学校などの公共施設等の美化・清掃活動
- ・リサイクル活動
- ・市内で開催するスポーツ大会イベント等での備品等の運搬
- ・地域コミュニティ活動や公益的活動
- ・総会や役員会
- ・その他会議等の開催に伴う用に供するとき

【貸出手続き】

貸出しを希望するときは、笠間市貸出備品使用許可申請書兼誓約書に必要書類（免許証等）を添えて、使用する1か月前から5日前までに**市民活動課**または**備品を所有する課**へ申請してください。

【主な貸出備品】 [備品所有課]

【市民活動課】

- ・プロジェクター
- ・ワイドスクリーン
- ・電源ドラム
- ・ブルーレイディスクプレーヤー
- ・誘導棒（赤）

【スポーツ振興課】

- ・テント（3.64m×5.46m）
- ・ポータブルマイク

【管理課】

- ・側溝蓋上げ器

※上記以外の備品もありますので、ご相談ください。



[問合せ]市民活動課（内線132）

【広告】

「相続税・贈与税のお話」

新緑の季節となりました。ゴールデンウィークも終わってしまいましたが、今月も元気に頑張らしましょう！さて、この4月から新たに創設された「教育資金の一括増贈与に係る贈与税の非課税措置」について、皆さんご存知ですか？

こちらは、お祖父さんやお祖母さんがお孫さんの教育資金を1人につき1500万円まで贈与税が課せられず教育資金として利用できる制度です。2013年4月から2015年12月31日まで、当面の税負担がなく財産を贈与し、相続税の課税対象額を減らせる場合があるので相続税対策の面からも注目を集めています。

相続税や贈与税が増税となる中、課税対象者が広がり最高税率もアップされ「財産が少ないからうちは大丈夫よ」とは言えない時代となってきています。今後は死亡保険金の非課税枠や教育資金の一括贈与、生前贈与を活用することによる、相続税の負担を抑える動きが増えてくると考えられます。

保険クリニックでは相続や贈与に関する相談もお受けしています。私には関係ないわの前に、まずはご自身の資産について一緒に考えてみませんか。5月31日まで

に「広報かさま」を見たご予約すると来店相談料が無料に。2回目以降の相談も無料です！（通常3,150円）



お子様連れでどうぞ♪

保険のことが相談できる！簡単で簡単！

保険クリニック
hoken clinic

友部スクエア店
〒309-1716
笠間市住吉1364-1

ご相談予約・お問合せは
0120-650-121
営業時間 10:00～20:00